

感染症対策における議会行動計画

(案)

島田市議会

令和3年2月

— 目 次 —

| | |
|---------------------------------|---------------|
| 第1 目的 | 1 ページ |
| 第2 想定する感染症 | 1 ページ |
| 第3 議会及び議員の役割 | 1 ページ |
| 1 議会 | |
| 2 議員 | |
| 第4 市（行政）との関係 | 1、2 ページ |
| 第5 議会の体制及び行動基準 | 2 ページ |
| 1 議会事務局の体制 | 2 ページ |
| (1) 事務局職員の行動基準 | |
| 2 議会の体制 | 2～4 ページ |
| (1) 議員の行動基準 | |
| (2) 島田市議会災害対策支援本部について | |
| 第6 行動時期に応じた職員、議会支援本部及び議会・議員の行動表 | 5・6 ページ |
| 1 県内感染未確認期（未発生期、海外発生期を含む） | |
| 2 県内感染確認期／感染限定期 | |
| 3 感染移行期 | |
| 4 感染まん延期 | |
| 5 感染休止期 | |
| 第7 市対策本部と議会支援本部との関係 | 7 ページ |

感染症対策における議会行動計画

令和3年2月 日 制定

第1 目的

新型コロナウイルス感染症をはじめとする病原性の高い感染症が市内でまん延した場合、市民生活へ及ぼす影響は計り知れない。

議会は、住民の代表機関として多様な市民ニーズを把握するとともに、議事（議決）機関として、市の団体意思を決定する役割を担っている。

このことから、感染症の影響による市民生活や社会経済活動への支障を最小限にするため、議会の実施すべき事項を明らかにし、その役割や行動を明確にするための行動計画を定めるものである。

第2 想定する感染症

次に示す感染症が、まん延又はまん延するおそれがある場合を想定する。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく指定感染症
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく新型インフルエンザ等

第3 議会及び議員の役割

1 議会

議会は、感染症のまん延時においても、議事（議決）機関としての機能を停止することなく、有効な議決ができる会議を開催するための機能を維持しなければならない。

2 議員

議員は、議会機能を維持するという根本的な役割を認識する中で、地域の状況や要望等の情報収集及び市民への正確な情報提供に務め、地域の一員としての役割を担うものである。

第4 市(行政)との関係

議会は、議事（議決）機関としての役割が基本であり、その対応に主体的な役割を果たすものではない。よって、議員の情報収集及び要請などの行動については、行政職員が感染症対策に専念できるよう配慮する必要がある。一方、議会が

その機能を適切に果たすためには正確な情報を早期に収集する必要があることから、議会と行政はそれぞれの役割を認識しつつ、感染症に関する情報を共有するための協力・連携体制を整え感染症対策に当たることが必要となる。

第5 議会の体制及び活動基準

1 議会事務局の体制

(1) 事務局職員の行動基準

- ① 感染症の動向、その他の関係情報を収集・整理する。
- ② 島田市議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を開催することとなった場合、開催準備をし、事務を行う。
- ③ 市対策本部との連絡体制を確保する。
- ④ 感染予防に努め、発熱やだるさなど、風邪等と類似した症状がある場合は自宅待機とし、出勤を控えることとする。また、必要に応じ局長に報告すること。

事務局員が感染、または濃厚接触者と認定された場合

- ① 速やかに、事務局長に報告する。
- ② 感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について、本人または家族から事務局長に報告する。
- ③ 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温等の実施など、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を感じた場合は、速やかに医療機関及び事務局長に連絡し、その指示に従う。

2 議会の体制

(1) 議員の行動基準

- ① 感染症対策にかかわる臨時招集に備え、常に連絡が取れるようにし、参集依頼があった際には対応できるようにすること。
- ② 島田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）の活動を支援できるよう、感染拡大による市民生活への影響等の情報を提供する。
- ③ 市対策本部からの情報を市民に提供する。
- ④ 感染予防に努め、発熱やだるさなど、風邪等と類似した症状がある場合は自宅待機とし、登庁を控えることとする。また、必要に応じ、議長に報告すること。

議員が感染、または濃厚接触者と認定された場合

- ① 速やかに議長（議会支援本部）に連絡する。
 - ② 感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について、本人または家族から議会事務局に報告する。
 - ③ 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温等の実施など、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を感じた場合は、速やかに医療機関及び議会事務局に連絡し、その指示に従う。
- ※資料編の行動フロー図を参照。

(2) 島田市議会災害対策支援本部について

① 議会支援本部の設置【設置基準】（要領第2条）

- ア 議長（議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは「順位者」による優先順の者。）は、市対策本部の設置がされた場合、または議長が特に必要と認めた場合、議会機能を維持及び市対策本部との連携等を図るため、議会支援本部を設置する。
- イ 参集順位者（議長が参集できない場合下記の優先順により対応する）
- 順位1 副議長
 - 順位2 議会運営委員長
- ウ 議会支援本部は、島田市役所庁舎内「島田市議会事務局」に設置する。ただし、市役所庁舎内が使用できないときは、市対策本部と協議し、議長が別に定める。
- エ 議長は、議員及び市対策本部に対し議会支援本部の設置を報告する。

② 議会支援本部の構成（要領第3条）

- ア 議会支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- イ 本部長は、議長をもって充て、議会支援本部の事務総括及び本部員を指揮し、議会支援本部を代表する。
- ウ 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- エ 本部員は、議会運営委員をもって充て、本部長の命を受けて議会支援本部の事務に従事する。
- オ 本部長及び副本部長ともに事故があるとき又は本部長及び副本部長がともに欠けたときは、本部員のうち互選により本部長の職務を代理する者を定める。

③ 本部員等の参集

- ア 本部長は、議会支援本部を設置した場合は、副本部長及び本部員を招集するものとする。
- イ やむをえず参集が不可能である場合は、議員自らが代理を立てることができる。
- ウ 感染症まん延防止の観点等から、参集が困難と判断される場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法を活用した会議（オンライン会議等）の開催を検討する。

④ 本部員の参集場所

島田市役所庁舎内「島田市議会事務局」

⑤ 所掌事項（要領第4条）

- ア 議員からの情報等の収集及び整理に関すること。
- イ 市対策本部への情報等の提供に関すること。
- ウ 市対策本部からの情報等の収集に関すること。
- エ 議員との情報伝達手段の確立と議員への周知に関すること。
- オ 議会の運営に関すること。
- カ その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

⑥ 市対策本部との関係（要領第6条）

市の災害対策活動に対する市対策本部への要請及び提言については、全て本部長を通じて行うものとする。

⑦ 職員の体制（要領第7条）

- ア 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集及び提供に努めるとともに、議会支援本部へ情報提供すること。
- イ 議会支援本部の事務に従事する職員は市対策本部（庶務班）員のうち、あらかじめ議長に指名された職員とする。
- ウ 議会支援本部の庶務は、議会事務局において処理する。

第6 行動時期に応じた職員、議会支援本部及び議会・議員の行動表

1 《時期 県内感染未確認期（未発生期、海外発生期を含む）》

県内で感染者が確認されていない状態

| 職 員 | 議 員 | 議会支援本部・議会 |
|---|---|-----------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・テレワークや時差出勤の検討、実施 <p>（市対策本部が設置される場合、議会支援本部の設置事務）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） | <p>（市対策本部が設置される場合には議会支援本部を設置）</p> |

2 《時期 県内感染確認期／感染限定期》

新規感染者の発生が少数に限定されている状況

| 職 員 | 議 員 | 議会支援本部・議会 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・テレワークや時差出勤の検討、実施 ・議会支援本部の庶務 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・感染情報の収集・議会支援本部への情報提供 ・感染者が多数いる地域への視察・研修の自粛 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染情報の収集・整理及び市対策本部と情報の共有 ・議会支援本部の設置 本部長＝議長 副本部長＝副議長 本部員＝議会運営委員 ・議会の傍聴自粛を検討、要請 ・他自治体議会からの視察受け入れ休止を検討、申込みの自粛を要請 |

3 《感染移行期》

新規感染者数が増加傾向にある状況

| 職 員 | 議 員 | 議会支援本部・議会 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・テレワークや時差出勤の検討、実施 ・議会支援本部の庶務 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・感染情報の収集・議会支援本部への情報提供 ・感染者が多数いる地域への視察・研修の自粛 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染情報の収集・整理及び市対策本部と情報の共有 ・議会支援本部の開催 ・議会の傍聴自粛を要請 ・他自治体議会からの視察受け入れ休止を検討、申込みの自粛を要請 |

4 《感染まん延期》

県内の新規感染者の発生が過大である状況

| 職 員 | 議 員 | 議会支援本部・議会 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・テレワークや時差出勤の実施 ・議会支援本部の庶務 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・感染情報の収集・議会支援本部への情報提供 ・視察、研修の自粛 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染情報の収集・整理及び市対策本部と情報の共有 ・議会支援本部の開催 ・議会傍聴の自粛を要請 ・他自治体議会からの視察受け入れ休止を検討、申込みの自粛を要請 |

5 《感染休止期》

県内で新規感染者の発生が1か月程度認められない状況

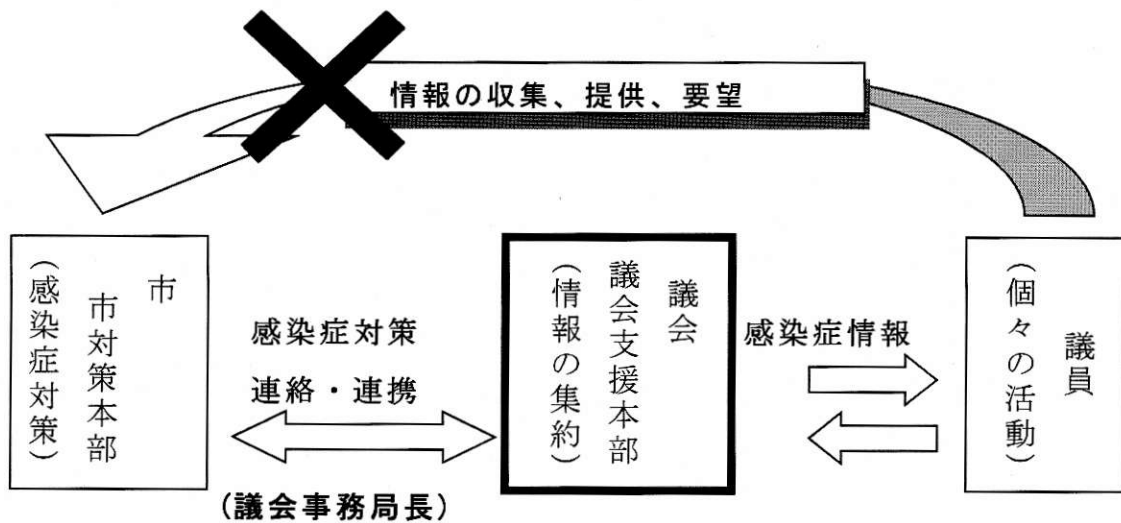
| 職 員 | 議 員 | 議会支援本部・議会 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・テレワークや時差出勤の実施を解除 ・議会支援本部の庶務 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・感染情報の収集・議会支援本部への情報提供 ・感染者が多数いる地域への視察・研修の自粛 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染情報の収集・整理 ・議会支援本部の解散を検討、解散 ・議会の傍聴の自粛を解除 ・他自治体議会からの視察受け入れ休止を解除 |

第7 市対策本部と議会支援本部との関係

感染症情報は、関係機関を介し市対策本部に集積され、その情報を基に市対策本部において感染症対策等が行われる。このことから、議員が自発的に収集した情報や要望を直接市対策本部に伝えることは、情報の混乱と錯綜を起こす恐れがある。

一方、議会として感染症情報を的確に把握することは必要なことであることから、情報を的確に把握し、対応に当たるためにはそれぞれの情報を共有することが大切である。そのため、市対策本部と議会支援本部において、組織的な連絡・連携体制を確立する。

- (1) 議会事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、市対策本部及び議会支援本部へ情報を提供する。
- (2) 市の感染症対策・対応活動に対する市対策本部へ要望等は、議会支援本部長を通じて行うものとする。



※オンライン会議等、遠隔での開催環境確保を検討